

生活支援サービス利用契約書

サービス付き高齢者向け住宅みなみの杜
〒791-1112
松山市南高井町 320-1
TEL : (089) 976-7881
FAX : (089) 976-7882

入居者と事業者は、生活支援サービスの利用において、以下のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、入居者がその居宅において、安全かつ安心して主体的に生活を営むことを目的として、各種生活支援サービスを提供します。

第2条（運営方針）

生活支援サービスは、入居者に対し希望に応じてサービスを提供し、入居者が安全かつ安心して主体的に生活を営むことに努めるものとします。

介護保険利用において、生活課題の緊急性や順序性、希望・要望を考慮して優先順位を決定した上で調整を図り、各種生活支援サービスを実施するものとします。

第3条（サービス内容と料金）

基本料金（1ヶ月）	基本サービス時間
1人部屋 : 37,000 円 2人部屋（1人入居）: 53,000 円 2人部屋（2人入居）: 74,000 円	10 時間分

- (1) 基本料金及びサービス時間は、管理費に含んでおります。
- (2) 基本サービス時間を越えた場合は、1分毎に 45 円の追加料金を頂きます。
- (3) 生活支援サービスは、基本サービス時間に満たない場合でも、基本料金は減額できません。予めご了承ください。
- (4) 下記事項の場合、1ヶ月を 30 日として日割り計算したもの（小数点以下は四捨五入）を、基本料金とします。
 - ①月途中にて入居をした場合。
 - ②月途中にて退居をした場合。

【生活支援サービスの内容】

サービスの種類	サービスの内容
基本サービス (サービス時の積算 に含まない)	・ 日中の安否確認、日常生活や医療・介護に関する相談 ・ 健康状態の把握、医療機関等への情報提供 ・ 緊急時及び災害時の対応や連絡 ・ 来訪者への対応、郵便・宅配の取次ぎ、電話の取次ぎ ・ 買い物代行（定期） ・ 居室内の保守点検 など
生活支援サービス (サービス時の積算 に含む)	・ 食事介助、入浴介助、更衣介助、整容介助、排泄介助、体位変換等の身体支援サービス ・ ごみ回収、掃除、洗濯支援、衣類の整理等の環境整備 ・ 夜間時の安否確認 ・ 売店買い物への依頼支援 ・ 敷地内での買い物代行支援 など

【オプションサービスの内容】

サービスの種類	サービスの内容	料金
食事提供 サービス	・ 共用の食堂において、朝食・昼食・ 夕食をご提供いたします。	朝食：500 円 昼食：600 円 夕食：700 円
洗濯代行 サービス	・ 専門の業者を利用して洗濯頂けます。	ひと月：3,500 円+消費税
リネンリース サービス	・ 寝具をリースにてご利用頂けます。	ひと月：3,500 円+消費税

第 4 条（利用料金の支払い）

- 1、入居者は第 3 条に定めるサービスの所定の料金を事業者に支払うものとします。
- 2、生活支援サービス料金は後払い月額制とし、賃料と一緒にお支払い頂きます。
- 3、生活支援サービスの基本時間を超える利用料金、オプションサービスの利用料金は、1 ヶ月毎に計算し、利用分を賃料と一緒にお支払い頂きます。

第 5 条（利用の中止、変更、追加）

- 1、入居者は、利用日前においてサービスの中止・変更・追加をすることができます。この場合には、サービス実施日の正午までに事業者申し出るものとします。
- 2、事業者は、入居者の体調不良や状態の変化等により、基本サービスに定めた時間よりも利用が少なかった場合であっても、基本サービス料の精算は致しません。
- 3、事業者は、サービス利用当日に入居者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

第 6 条（利用料金の変更）

第 3 条に定めるサービス利用料金は、租税その他負担の増減、諸物価の上昇、その他の経済事情の変動等から不相当となった場合、事業者は入居者と協議の上、これを改定することができるものとします。

第 7 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1、事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2、事業者は、サービスの提供にあたって緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 3、事業者は、入居者に対する生活支援サービスの実施について記録を作成し、入居者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第8条（虐待防止に関する事項）

事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催
- (2) 虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知。
- (3) 虐待防止のための指針を整備。
- (4) 虐待を防止するための研修を定期的開催。
- (5) 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置。

第9条（身体拘束の禁止）

身体拘束の適正化を図るため、次のとおり必要な措置を行います。

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、本人又は家族等に対し、身体拘束等が必要な理由（緊急やむを得ない3要件：切迫性・非代替性・一時性）について十分な説明を行い、書面による同意を得るものとします。また、実施に際しては、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

第10条（ハラスメントの対策）

サービスの提供時に利用者又は家族が、職員に対し次の各号に掲げるハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善が見られない場合は契約を解約する場合があります。

- (1) 叩く、蹴る、物を投げる等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為又はその恐れのある行為。
- (2) 大声を発し威圧的な態度をとる等、個人の尊厳や価値を言葉や態度によって傷つける行為。
- (3) 必要もなく体を触る等の性的な嫌がらせ行為。
- (4) 上記に準ずる行為と判断される行為。

第11条（守秘義務等）

- 1、事業者・サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2、事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3、前2項にかかわらず、入居者に係る他の介護事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 12 条（生活支援スタッフの禁止行為）

生活支援スタッフは、入居者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (1) 看護職員以外による医療行為
- (2) 入居者もしくはご家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- (3) 入居者の家族等に対するサービスの提供
- (4) 入居者もしくはご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) その他、入居者もしくはご家族等に行う迷惑行為

第 13 条（損害賠償責任）

- 1、事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 8 条に定める守秘義務等に違反した場合も同様とします。但し、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2、事業者は、前項の損害賠償責任については、加入している保険会社の範囲内で賠償するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 入居者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 入居者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 入居者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (5) 本建物内において、入居者が生活支援サービスを利用していない時間帯に入居者自身の自動行動によって事故が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 16 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する入居者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 17 条（協議事項）

本契約に定められてない事項については、双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。
入居者又は身元引受人は、事業者より生活支援サービスに関する内容について説明を受け確認致しました。また、別記 1 の目的で入居者及びその家族（身元引受人）の情報を利用することを同意し、事業者と生活支援サービス及びその他のサービス利用の契約を締結します。

この証として、本契約書 2 通を作成し、入居者と事業者は署名押印のうえ、各自 1 通ずつ保有することとします。

契約締結日 年 月 日

入居者（契約者）

住所：〒

氏名：_____

㊞

身元引受人

住所：〒

氏名：_____

㊞

事業者

住 所：愛媛県松山市南高井町 320 番地 1

事業者：医療法人天真会

代表者：理事長 清水 恵太

㊞

事業所：サービス付き高齢者向け住宅 みなみの杜

電 話：(089) 976-7881

F A X：(089) 976-7882

■請求書送付先（１～２のいずれかに○を付けて下さい。）

１．ご本人に（手渡し・郵送）

２．ご家族等に郵送（契約書に記載の住所・それ以外）

上記２で（それ以外）を希望される場合

〒

住 所

氏 名

連絡先

別記 1

当法人における患者様・利用者様及びご家族の個人情報の利用目的

1. 法人内での利用

- 1 患者様・利用者様に提供する医療・介護サービス・ケアプラン等の作成
- 2 保険請求事務
- 3 入退院時等の病棟管理
- 4 会計・経理
- 5 医療・介護事故等の報告
- 6 当該患者様・利用者様へのサービスの質の向上
- 7 院内実習への協力
- 8 医療・介護の質の向上を目的とした院内症例研究
- 9 その他、患者様・利用者様に係る管理運営業務

2. 法人外への情報提供としての利用

- 1 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- 2 他の医療・介護機関等からの照会への回答
- 3 患者様・利用者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4 検体検査業務等の業務委託
- 5 ご家族等への病状説明
- 6 審査支払機関へのレセプトの提出
- 7 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 8 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等への結果通知
- 9 医師賠償責任保険等に係る、医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等
- 10 その他、患者様・利用者様への保険事務に関する利用

3. その他の利用

- 1 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2 外部監査機関への情報提供
- 3 運営推進会議への情報提供
- 4 月報等への掲載資料

追記

1. 居室における利用者様の名札の掲示及びベッドネームの掲示
2. 利用者様への外部からの入所有無の問い合わせに対する案内、電話の取り次ぎ及び面会者への居室案内

洗濯についての確認書

洗濯につきましては、専門の業者をご利用いただけます。

利用料：下記の 2 つの契約内容からお選びいただけます。

1、月額契約 3,500 円＋消費税 / 月 （ひと月 8 ネットまで）

※9 ネット以降を出される場合は、別料金（1 ネット 550 円＋消費税）にて応いたします。

2、ネット契約 550 円＋消費税 / 1 ネット

【洗濯の委託契約について】

☐ 委託契約する (契約内容)	☐ 月額契約	☐ 委託契約しない ☐ ネット契約
---	-------------------------------	--

契約する場合

- ・専用の洗濯ネットに品物を入れてください。指定の曜日に職員が回収いたします。
- ・洗濯依頼書は職員が記入いたします。その際、品物や個数の確認の為、ネット内を見させていただきます。
- ・洗濯はネットに入れたまま洗濯・乾燥を行った後に、ネットから出して個別に畳んでお返しいたします。
- ・感染予防の為、洗濯・乾燥に適切な温度で処理しております。綿商品やその他製品については多少縮んでしまうことがありますので、予めご了承ください。

<ドライクリーニングについて> ※洗濯契約がなくてもご利用いただけます。

ご希望によりドライクリーニングの対応も可能です。(※別料金)

定期の洗濯ネットを職員が回収する際に、ドライクリーニングの希望がある旨をお伝えください。

洗濯の集配と合わせて回収・クリーニング・納品いたします。

料金は洗濯の委託料とは別になります。

リネンリースについての確認書

寝具につきましては、リネンリースをご利用いただけます。

利用料：3,500 円＋消費税 / 月

(リネン 7 点リースと季節に合わせた上掛け布団の調整、週に 1 回シーツ交換)

※ リースされる物は、掛布団・敷布団・枕・掛布団シーツ・敷布団シーツ・枕カバー・ベッドパッドとなります。

※ 定期交換外のシーツ交換につきましては、シーツ等の代金は月額に含まれておりますが、交換時の作業は生活支援サービスとさせていただきます。

【リネンリースの契約について】

☐ リースをする

☐ リースをしない

契約する場合

- ・お部屋ごとの定期曜日（週 1 回）に、職員が交換にまいります。
- ・定期交換時にかかる作業につきましては、月額に含んでおります。
- ・定期以外でもシーツ等汚れた場合は交換をいたしますので、職員にお声がけください。
- ・防水シーツにつきましては、必要に応じて入居者様にてご準備ください。

夜間の安否確認についての確認書

ご希望により、夜間時に居室へ巡回させていただき、入居者様の安否確認をいたします。

【夜間の安否確認について】

☐ 希望する

☐ 希望しない

(希望する場合)

☐ 夜間時に 1 回

☐ 夜間時に 2 回

希望する場合

- ・安否確認時は、居室の中に立ち入らせていただくことになりますので、予めご了承ください。
- ・指定時間のない場合は、こちらの定期時間にて確認をさせていただきます。

食事提供についての確認書

共用の食堂において、朝食・昼食・夕食をご提供いたします。

利用料：朝食 500 円、昼食 600 円、夕食 700 円

※ 食事形態は、ミキサー食まで対応いたします。また、お粥は 5 分粥まで可能となっております。

※ 治療食への対応はできません。但し、減塩食やカロリー制限の対応はいたします。

【食事提供について】

☐ 希望する

☐ 希望しない

希望する場合

- ・食事提供時間内に食堂にてお召し上がりください。

(提供時間) 朝食：7 時 45 分～9 時 45 分

昼食：12 時 00 分～14 時 00 分

夕食：17 時 45 分～19 時 45 分

- ・下膳時間を過ぎた場合の食事のとり置きは、衛生上原則お断りさせていただきます。
- ・食事をキャンセルされる場合は、前日の 12 時までにお知らせください。中止の連絡が無い場合は、費用が発生することとなります。
- ・体調不良による食事内容の変更は、その都度対応いたします。ご遠慮なくご相談ください。
- ・来客者の食事追加も可能です。前日の 12 時までにお知らせください。
- ・お箸、湯のみや食事用エプロン等につきましては、個人にて準備していただきます。また、トロミが必要な方はトロミ剤も各自でご準備ください。

緊急・事故発生時の対応についての確認書

入居者様の容態に変化等があり緊急を要する場合は、必要箇所への連絡及び対応をいたします。

※緊急・事故発生時の際は、緊急連絡先者（ご親族様）にご連絡をさせていただきます。常にご連絡の取れる連絡先をご提供くださいますようお願いください。

※緊急時にご親族様と連絡が取れない場合であっても、入居者様の安全を最優先し緊急対応をさせていただきます場合があります。予めご了承ください。

※緊急時の搬送決定は、基本的に主治医への指示を仰ぎますが、場合によっては当法人医師での判断にて対応することがあります。

< 指定の搬送医療機関がある場合 >

指定医療機関名 :

診察科及び担当医 :

電話番号 :

※但し、指定医療機関がある場合は救急隊員にその旨をお伝えいたしますが、その医療機関へ搬送される保障はできません。予めご了承ください。

緊急連絡先について

■ 緊急連絡先 1 ■

名前 :	続柄 :
住所 : 〒	
電話番号 :	連絡先 :
電話番号 :	連絡先 :

■ 緊急連絡先 2 ■

名前 :	続柄 :
住所 : 〒	
電話番号 :	連絡先 :
電話番号 :	連絡先 :

